

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 別表第 1（第 2 条関係）				○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 別表第 1（第 2 条関係）			
項	事務	名称及び額 (1 件につき)	徴収時期	項	事務	名称及び額 (1 件につき)	徴収時期
1 から 134 まで	(略)			1 から 134 まで	(略)		
135	マンション	マンション管理計画認定申請の管理の認定申請手数料 次ののと 適正化の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 149 号)第 5 条の 4 の規 定に基づく管理適正化推進センタ 認定の申請に対する審査 ア 長期修繕計画の数が 1 であるとき 4,200 円 イ 長期修繕計画の数が 2 以上であるとき 4,200 円に 1 を超える 長期修繕計画の数に 1,600 円を乗じて得た額		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新				旧			
		<u>を加算した額</u> <u>(2) (1)以外の場</u> <u>合</u> <u>ア 長期修繕計画の</u> <u>数が1であるとき</u> <u>26,300円</u> <u>イ 長期修繕計画の</u> <u>数が2以上であるとき</u> <u>26,300円に1を超える</u> <u>長期修繕計画の数に</u> <u>14,900円を乗じて得た</u> <u>額を加算した額</u>					
<u>136</u>	<u>マンション</u>	<u>マンション管理計画認定更新</u> <u>の管理の認定更新申請手数料申請のと</u> <u>適正化の推進に関する法律第5条</u> <u>の6第1項の規定に基づく管理計</u> <u>画の認定の更新の申請に対する審</u> <u>査</u> <u>マンシヨ</u> <u>ン管理計画認定更新申請の</u> <u>と次の(1)及び(2)に掲</u> <u>げる場合の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に掲げる額</u> <u>(1) 申請に併せて、</u> <u>マンションの管理の適</u> <u>正化の推進に関する法</u> <u>律第91条のマンション</u> <u>管理適正化推進センタ</u> <u>ーが作成した同法第5</u> <u>条の6第2項において</u> <u>準用する同法第5条の</u> <u>4各号に掲げる基準(都</u> <u>道府県等マンション管</u> <u>理適正化指針に関する</u> <u>部分を除く。)に適合し</u> <u>ていることを示す書類</u> <u>が提出された場合</u> <u>ア 長期修繕計画の</u> <u>数が1であるとき</u> <u>4,200円</u> <u>イ 長期修繕計画の</u>	<u>認定更新</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新				旧			
		<p>数が2以上であるとき</p> <p>4,200円に1を超える</p> <p>長期修繕計画の数に</p> <p>1,600円を乗じて得た額</p> <p>を加算した額</p> <p>(2) (1)以外の場</p> <p>合</p> <p>ア 長期修繕計画の</p> <p>数が1であるとき</p> <p>26,300円</p> <p>イ 長期修繕計画の</p> <p>数が2以上であるとき</p> <p>26,300円に1を超え</p> <p>る長期修繕計画の数に</p> <p>14,900円を乗じて得た</p> <p>額を加算した額</p>					
137	マンション	<p>マンション管理計画</p> <p>変更認定</p> <p>の管理の適正</p> <p>化の推進に関</p> <p>する法律第5</p> <p>条の7第1項</p> <p>の規定に基づ</p> <p>く管理計画の</p> <p>変更の認定の</p> <p>申請に対する</p> <p>審査</p>	<p>変更認定申請手数料</p> <p>申請のと</p> <p>き</p> <p>、次に掲げる変更に応</p> <p>じ、それぞれ次に定める</p> <p>額を合算した額</p> <p>(1) 管理組合の運</p> <p>営に係る事項の変更</p> <p>4,300円(変更する長</p> <p>期修繕計画(管理組合の</p> <p>運営に係る事項の変更</p> <p>を伴うものに限る。)の</p> <p>数が2以上である場合</p> <p>は、4,300円に1を超え</p> <p>る当該長期修繕計画の</p> <p>数に2,400円を乗じて得</p> <p>た額を加算した額)</p> <p>(2) 管理規約の変</p> <p>更</p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新		旧	
	<p>3,600円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、3,600円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>（3）管理組合の経理に係る事項の変更</p> <p>4,100円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が2以上である場合は、4,100円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,500円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>（4）長期修繕計画の変更</p> <p>8,700円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、8,700円に1を超える当該長期修繕計画の数に4,700円を乗じて得た額を加算した額）</p> <p>（5）組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更</p> <p>2,600円（変更する長期修繕計画（組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うもの</p>		

新				旧			
		<u>に限る。)の数が2以上</u> <u>である場合は、2,600円</u> <u>に1を超える当該長期</u> <u>修繕計画の数に1,600円</u> <u>を乗じて得た額を加算</u> <u>した額)</u> <u>(6) (1)から(5)</u> <u>までに掲げる変更以外</u> <u>のもの</u> <u>1,800円(変更する長</u> <u>期修繕計画((1)から</u> <u>(5)までに掲げる変更</u> <u>以外のを伴うもの</u> <u>に限る。)の数が2以上</u> <u>である場合は、1,800円</u> <u>に1を超える当該長期</u> <u>修繕計画の数に800円を</u> <u>乗じて得た額を加算し</u> <u>た額)</u>					
備考 規格は、日本産業規格とする。 <u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u>				備考 規格は、日本産業規格とする。			